

また、生徒理解に基づく指導を充実するため、表2-4-12 高校生の補導の概況

中学校との連携を密にするとともに、校内においては、教育相談体制づくりと教育相談活動の定着化に努めている。

一方、教育事務所に生徒指導を担当する指導主事を配置し、各学校に対する具体的な指導に努めている。また、生徒指導各種研修会・講座での事例研究、研究協議等を通して、現状認識を新たにするとともに、高等学校生徒指導研究会議を設置して、生徒の問題行動の分析・検討を行い、指導資料を作成配布するなど教職員の指導力の向上に努めている。

さらに、昭和59年度から管内教育相談事業を実施し、多様化した生徒の実態に即した個別指導を推進するとともに、各学校における生徒指導の援助に努めている。

今後とも、各学校において、ホームルームにおける指導を充実することはもちろん、校内の事例研究会等の研修を計画的に行い、教職員の共通理解を深め生徒指導体制の確立を図るとともに、教育相談体制の整備に努める必要がある。

## (2) 指導内容

近年、高校生の中には、中途で学業を放棄する者、非行や反社会的問題行動に走る者が増加しているが、これらの問題を防止し健全で明るい学校生活を送ることができるようにするために、ホームルーム、生徒会活動等の特別活動及び部活動を活発にし、生徒が主体的に活動できる場を多く設け、それらの活動を通して集団の一員としての自覚を育てるとともに、自己教育力の育成、徳性のかん養に努めている。

また、一人一人の生徒が成就感・充実感をもって学校生活を送るために、学業に興味・関心をもって臨むことが不可欠であるので、基礎的・基本的事項が習得できるよう学習の個別化を図り、わかる授業の展開に努めている。さらに、将来の目的・生き方を明確にするため、低学年から計画的、継続的に進路指導を行い、勤労観・職業観を培うとともに、生徒自ら将来の人生設計や望ましい生き方を確立できるよう指導に努めている。

今後とも、各学校において、特別活動の一層の充実・活性化に努め、学校生活適応のための学業指導を行うとともに、学習指導、進路指導との関連を図りながら、豊かな人間性を育てる生徒指導の充実に努める必要がある。

(単位：人)					
区分	罪種別	人 数	区分	行為別	人 数
刑法犯 ・ 関係 ・ 特別法 犯 関係	暴 行	11	ぐ 犯 ・ 不 良 行 為	飲 酒	234
	傷 害	29		喫 煙	2,480
	恐 か つ	22		菓 物	62
	窃 盗	1,295		乱 暴	17
	横 領	40		た か り	4
	器物損壊	2		深夜はいかい	1,543
	強 か ん	4		家 出	151
	そ の 他	37		無断外泊	64
	小 計	1,438		不純異性交遊	90
	毒劇物法	132		不良交友	515
	軽犯罪法	2		怠 学	422
	そ の 他	8		不健全娯楽	125
	小 計	142		暴走行為	317
合 計		1,580		そ の 他	322
				計	6,346

注：「昭和58年における少年の補導及び保護の概況」(福島県警察本部)による。